

第11次八潮市交通安全計画(案)に対する意見募集の実施結果と対応について

1 意見募集期間

令和3年12月10日から令和4年1月11日まで(33日間)

2 意見提出者・件数

提出者数 3人

意見件数 11件

3 意見と市の考え方

反映区分

A: 意見を反映し、案を修正する(した)

B: すでに対応している

C: 案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

D: 意見を反映できなかった

E: その他

パブリックコメントの意見と対応

意見番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	P15	<p>八條小学校から西側のエリアについて「ゾーン30」の整備を検討してください。</p> <p>具体的には、東西については八條小学校西から八潮団地通りを挟みフジパン通りまで、南北は県道327号線から八潮団地までのエリアです。</p> <p>このエリアの生活道路を朝夕の通勤通学時間帯の渋滞時に抜け道として通行し、なおかつ制限速度30kmをはるかに超えるスピードで走っています。</p>	<p>八條小学校西側のエリアを含め、今後も「ゾーン30」の整備を検討し、必要に応じて実施いたします。</p>	C

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
2		<p>スーパーマーケット「ベルク」が開業してからは亀有信用金庫から布袋橋の通りは、買い物客の自動車通行が急激に増えて対向でのすれ違い時には歩行者がいったん止まり、道路端に寄らないと危険なので、この道路は一方通行として、途中に速度抑制手段を講じてほしいと思います。</p>	<p>ご指摘の周辺では、これまでも反射鏡や外側線の設置等の対策を講じてきたところですが、引き続き、警察と協議しながら交通安全対策に努めてまいります。</p>	C
3	P22	<p>小学校では登下校があり、ひとりで行動する機会が急激に増えることで、小学1年生の事故が一気に増加するそうです。</p> <p>従って、入学後に交通安全教育を推進することも大事ですが、「小学校入学前に子どもと一緒に通学路を歩いて危険な場所を教えること。子どもの交通事故の81%は自宅1キロ圏内で起きていますから、危ない場所を一緒に歩いて、ここはなぜ危ないのか、具体的な指導をすることで効果がある」とのことです。</p> <p>また、学校側は通学路の危険な場所を示した地図を保護者に配布するなどの工夫も必要です。</p> <p>さらに、運転する側が「通学時間帯では徐行、子どもを見かけたら距離をとるなど当たり前のことをやるだけで事故は減らせる」ので、まちぐるみでの啓発も必要です。</p>	<p>これまでも保育所等では、就学前の幼児を対象に正しい道路の渡り方等の交通安全教育を実施してきたところです。今後も頂いた意見を参考に、就学前の幼児や新入学生に対して交通安全教育を推進してまいります。</p>	C

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
4	P16	<p>(2) 交通安全施設等の整備 ア 交差点の整備について</p> <p>市内に道路標示が消えている箇所が多く見受けられます。整備とあわせて維持・補修についても計画に盛り込むべきと考えます。</p> <p>また、整備とあわせて確実な維持・補修をお願いいたします。</p>	<p>ご指摘の道路標示の整備につきましては、整備の中に新規設置以外の維持・補修も含んでおります。</p>	B

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
5	P16	<p>イ 道路照明灯、道路反射鏡の整備について</p> <p>市内の道路においては、道路照明灯と防犯灯の2種類の組み合わせで各々用途と管理者が異なり、目的別に設置されております。しかし、地区により整備が十分されていない箇所があります。</p> <p>また、道路照明灯・防犯灯が設置されている箇所の一部では、幅員が広い道路に関して十分な照度が得られないものが設置されているため、せっかく設置しても夜間の視認性が向上しません。</p> <p>道路照明灯にあたっては、道路幅に対して適切な機種を設け、防犯灯と組み合わせて一体的に整備してゆくべきと考えます。</p> <p>さらに市内の未整備の箇所に少しでも多く整備を促進するため、ふるさと納税を活用し、目的に道路照明灯整備・防犯灯設置費用補助を加え、未整備箇所を早期に解消するべきと考えます。</p>	<p>市内に設置している街灯につきましては、ご指摘のとおり、交通安全の観点から主に交差点部分に市で設置する道路照明灯と、防犯の観点から主に交差点間の直線道路部分に町会・自治会で設置する防犯灯があります。</p> <p>道路照明灯につきましては、「八潮市交通安全施設設置事務要領」に基づき、道路照明灯を整備しており、防犯灯につきましては、「八潮市防犯灯設置及び管理補助金交付要綱」に基づいて、町会・自治会が整備を進めております。</p> <p>なお、道路幅員に対する照明灯は、道路設計基準に基づき、必要な照度の照明灯を設置しております。</p> <p>ふるさと納税の活用については、メニューにある「安全な生活環境整備」を利用して、交通安全対策に努めております。</p>	C

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
6	P17	<p>(3) 効果的な交通規制の促進 ア 信号機、横断歩道の整備</p> <p>歩車分離型信号機の整備についても計画に盛り込むべきと考えます。</p> <p>また、現状八潮駅周辺の信号機に歩行者用音響信号が設置されていない箇所があるため、歩行者用音響信号の整備を警察等に要望するべきと考えます。</p>	<p>歩車分離型信号機や音響信号機の設置等については、草加警察署を通じて埼玉県公安委員会に毎年、要望しています。</p>	D
7	P17	<p>(3) 効果的な交通規制の促進 イ 道路標識の整備について</p> <p>市内に長期に渡る既存道路標識の老朽化による退色や、破損が見受けられる箇所があります。整備とあわせて維持・補修についても計画に盛り込むべきと考えます。</p> <p>また、整備とあわせて確実な維持・補修をお願い致します。</p>	<p>ご指摘の道路標識の整備につきましては、整備の中に新規設置以外の維持・補修も含んでおります。</p>	B

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
8	P19	<p>(7) 総合的な駐車対策の促進 ア 駐車場の整備について</p> <p>2 輪車 (バイク) の駐車場が十分でない箇所があります。バイクの駐車場整備についても徹底してほしい。</p>	<p>駐車場については、「八潮市みんなでつくる美しいまちづくり条例」に基づき、建物利用者の路上駐車が発生しないよう、指導しておりますが、2 輪車については、特段の規定がないことから、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	D
9	P33	<p>(1) 救急・救助体制の整備 ウ (仮称) 八潮消防署南分署新設の検討について</p> <p>平成 2 4 年 3 月の大瀬出張所廃止以降市内南部に消防施設が無い状況が 1 0 年も続いています。本計画で「検討」では対応が遅すぎます。早期に設置を要望します。</p>	<p>早期の設置に向けて、草加八潮消防組合と連携してまいります。</p>	C
10	P33	<p>(2) 応急手当の普及促進 イ 自動体外式除細動器 (A E D) の普及促進について</p> <p>救命率向上に寄与するため市の公用車へ A E D の搭載の検討を要望します。</p>	<p>A E D 普及促進に向けて、今後の業務の参考とさせていただきます。</p>	C

意見 番号	箇所	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映 区分
11		<p>計画全般について</p> <p>旧計画から継続する計画内容、新規に盛り込む計画内容が分かりにくいです。明確にしてほしいと思います。</p> <p>また、各計画内容に数値目標（件数や回数、人数など）があまり無いため漠然とした内容に感じます。できるだけ数値目標を盛り込むべきと考えます。</p>	<p>計画を策定した際には、ホームページ上で、新旧対照表を掲載させていただきます。</p> <p>数値目標につきましては、事故件数や死者数を設定しておりますので、その他の数値については、計画に基づいた個別の事業を推進する際に、対応してまいります。</p>	C